

『Zoonosis 協会』定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、Zoonosis 協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所（本部）を東京都板橋区日本大学医学部内に置く。
又、従たる事務所（事務局）を荒川区西尾久及び渋谷区渋谷に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、Zoonosisに関する全ての情報の収集と普及活動及び調査・研究・危機管理対策を実施することによって地域・社会・人類及び動物に貢献することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) Zoonosis に関する教育・研修・事業の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術またはスポーツの推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 前項に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)事業

- 1 Zoonosis に関する情報の収集活動
- 2 Zoonosis に関する情報の普及・広報・宣伝活動
- 3 Zoonosis に関する出版事業及び物販事業
- 4 Zoonosis に関するセミナー・勉強会・イベントなどの開催
- 5 Zoonosis に関する調査・研究活動
- 6 Zoonosis に関する教育・人材育成・研修事業
- 7 Zoonosis に関する様々な活動促進の為の寄付・募金・チャリティー事業
- 8 Zoonosis 検定の実施
- 9 Zoonosis 総合研究所の設立と総合病院の設立

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人で、各種委員会に所属でき、総会等の議決権を有するもの。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人で、総会等の議決権を有しないもの。
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生で、総会等の議決権を有しないもの。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡、もしくは失踪したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意で退会する事ができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置くことができる。

- (1)理事 10人以上30人以内
 - (2)監事 1人以上3人以内
2. 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長、1人を専務理事とする。
 3. 理事のうち、1人を会長、1人以上を副会長とすることが出来る。
 4. 理事のうち、1人以上10人以内を常任理事とすることが出来る。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2. 理事長・副理事長・専務理事・常任理事、会長及び副会長は理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その職務を総理する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
3. 専務理事は、理事長・副理事長を補佐し、事務局を統括する。又、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、専務理事が理事長の職務を代行する。
4. 会長は、この法人の学術・文化・教育活動を指導し、理事長と協力してその職務を行う。
5. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けるときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
6. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
7. 常任理事は常任理事会を構成し、この定款の定め及び常任理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
8. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、こ

れを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、理事会の議決により、理事現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行する為に要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 顧問等

(顧問)

第20条 この法人は必要に応じて顧問等の諮問機関を置くことができる。

2. 顧問等に関する規定は、理事長が別に定める。

(職員)

第21条 この法人は、事務局長その他事務局職員を置くことができる。

2. 事務局に関する規定は、理事長が別に定める。

(各種委員会)

第22条 この法人は、会の運営のために、各種委員会を置くことができる。

2. 各種委員会に関する規定は、理事長が別に定める。

(事業委員会)

第 23 条 この法人は、各事業の推進のために、事業委員会を置くことができる。

2. 事業委員会に関する規定は、理事長が別に定める。

第 6 章 総会

(種別)

第 24 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 25 条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第 26 条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支決算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 27 条 通常総会は毎事業年度 1 回開催する。

2. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき。

(2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 7 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 28 条 総会は、第 27 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、第 27 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 45 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 29 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から理事長が指名する。

(定足数)

第 30 条 総会は正会員総数の 10 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 31 条 総会における議決事項は、第 28 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を

もって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 32 条 正会員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した運営会員は、第 31 条、第 32 条第 2 項、第 33 条第 1 項第 2 号及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 33 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する事）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印しなければならない。

第 7 章 理事会及び常任理事会

(構成)

第 34 条 理事会及び常任理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第 35 条 理事会及び常任理事会は、この定款で定めるもののほか、次の次項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 36 条 理事会及び常任理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 7 項第 4 号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第 37 条 理事会及び常任理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は、第 36 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 45 日以内に理事会及び常任理事会を招集しなければならない。
3. 理事会及び常任理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 38 条 理事会及び常任理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれに当る。

(議決)

第 39 条 理事会における議決事項は、第 37 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会及び常任理事会の議事は、出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 40 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第 41 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会及び常任理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会及び常任理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 41 条 理事会及び常任理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者は、その旨を付する事）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印しなければならない。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 42 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 43 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の営利事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 44 条 この法人の資産は、理事長が管理する。その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 45 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計区分)

第 46 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他営利事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 48 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、理事長は理事会もしくは常任理事会の議決を経て、予算成立日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

(予備費の設定及び使用)

第 49 条 予算超過又は予算外支出に充てるため、予算内に予備費を設けることができる。

- 2. 予備費を使用するときは、理事会もしくは常任理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 50 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会もしくは常任理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 51 条 この法人の事業報告書・収支計算書・貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受けた上で、総会の承認を得なければならない。

- 2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 52 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 2 日に始まり、翌年 4 月 1 日に終わる。

(臨機の措置)

第 53 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 54 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を得なければならない。

(解散)

第 55 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産

2. 前項第 1 号の事由により、この法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 56 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、当法人と目的を同じくするものに譲渡するものとする。

(合併)

第 57 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

(公告の方法)

第 58 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会もしくは常任理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	須田沖夫
副理事長	矢久保修嗣
副理事長	荒島康友
専務理事	村田佳輝
常任理事	中谷 靖
常任理事	藪 旅人
理 事	加藤公敏
理 事	杉山和寿
理 事	高橋英雄
理 事	中山智祥
理 事	羽原弦史
理 事	槇野照夫
理 事	宗村徹也
理 事	村井一郎
理 事	村上啓雄
理 事	吉田 博
監 事	松下時夫

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 24 年 6 月 30 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 47 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 52 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 24 年 4 月 1 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(会費)

(1) 正会員

個人	入会金	10,000円	年会費	10,000円
法人	入会金	100,000円	年会費	100,000円

(2) 賛助会員

個人	入会金	0円	年会費	3,000円
法人	入会金	0円	年会費	30,000円

(3) 学生会員

個人	入会金	0円	年会費	1,000円
----	-----	----	-----	--------